

# 島根県報

号外第一〇七号  
平成十五年九月十六日  
(火曜日)

公安委員

目次

類組の交差し路の設置の1部改正

## 公安委員会告示

島根県公安委員会告示第96号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号(道路の交通に関する規制)の一部を次のように改正する。

平成15年9月16日

島根県公安委員長 森 崎 璋

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘	要
	松江市西川津町31番地先	県立松江養護学校前	押ボタン式	
	松江市中原町52番地先	松江しんじ湖温泉駅入口交差点	プログラム多段式	

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の木次警察署の部大原郡の項に次のように加える。

場	所	種類	摘	要
	大原郡大東町大字南村234番地先	海潮基幹集落センター前交差点	押ボタン式	

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘	要
	出雲市大津町790番地12先	下大津交差点	プログラム多段式	
	出雲市古志町2223番地45先	白子橋東詰交差点	プログラム多段式	

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の江津警察署の部江津市の項中

場	所	種類	摘	要
	江津市嘉久志町405番地先	島根県石中央地域地域産業振興センター前交差点	プログラム多段式	

を

場	所	種類	摘	要
	江津市嘉久志町412番地2先	江津インターチェンジ入口交差点	プログラム多段式	

に改める。

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の高速道路交通警察隊の部に次のように加える。

報 告 帳 冊

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘要
浜田市高佐町3491番地 5 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」下り分岐点から 浜田市後野町2172番地 4 先 「浜田自動車道」上り合流部までの間の浜田自動車道上り流入路	南 行	390 メートル	自 動 車	終 日	Aラ ソナ
浜田市高佐町3491番地 5 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」下り分岐点から 浜田市高佐町3496番地 6 先 「浜田自動車道」下り合流部までの間の浜田自動車道下り流入路	北 行	550 メートル	自 動 車	終 日	Cラ ソナ
浜田市高佐町3493番地 3 先 「浜田自動車道」上り分岐点から 浜田市高佐町653番地 2 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」上り合流部までの間の江津道路上り流入路	北 行	270 メートル	自 動 車	終 日	Bラ ソナ
浜田市後野町216 6 番地 4 先 「浜田自動車道」下り分岐点から 浜田市高佐町653番地 2 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」上り合流部までの間の江津道路上り流入路	南 行	460 メートル	自 動 車	終 日	Dラ ソナ
浜田市宇野町2420番地 4 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」上り流出分岐点から 浜田市上府町イ1475番地先までの間の浜田東インターチェンジ流出路	北 行	323 メートル	自 動 車	終 日	Bラ ソナ

浜田市上府町イ1475番地先から 浜田市宇野町2447番地 5 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」上り合流部までの間の浜田東インターチェンジ流入路	東 行	208 メートル	自 動 車	終 日	Aラ ソナ
浜田市宇野町2485番地 9 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」下り流出分岐点から 浜田市上府町イ1475番地先までの間の浜田東インターチェンジ流出路	北 行	439 メートル	自 動 車	終 日	Dラ ソナ
浜田市上府町イ1475番地先から 浜田市宇野町2446番地 5 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」下り合流部までの間の浜田東インターチェンジ流入路	西 行	416 メートル	自 動 車	終 日	Cラ ソナ
江津市敬川町1900番地先「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」上り流出分岐点から 江津市敬川町90番地先までの間の江津西インターチェンジ流出部	北 行	226 メートル	自 動 車	終 日	Bラ ソナ
江津市敬川町90番地先から江津市敬川町3087番地19先「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」上り合流部までの間の江津西インターチェンジ流入路	東 行	600 メートル	自 動 車	終 日	Cラ ソナ
江津市敬川町2047番地 1 先 「一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」下り流出分岐点から 江津市敬川町90番地先までの間の江津西インターチェンジ流出路	北 行	623 メートル	自 動 車	終 日	Dラ ソナ

江津市敬川町90番地先から江津市敬川町1899番地1先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」下り合流部までの間の江津西インターチェンジ流入路	南行	264 メートル	自動車	終日	アラソング
--	----	-------------	-----	----	-------

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の高速道路交通警察隊の部中

旭町大字丸原1529番地11先 旭バスストップ流出口三差路	進行を禁止する方向	東進車両の右折南行	自動車	終日	
-------------------------------	-----------	-----------	-----	----	--

を削り、同部に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
江津市敬川町3087番地19先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」上り江津西インターチェンジ本線車道上り線流入口	東進車両の左折西行	自動車	終日	
江津市敬川町3087番地19先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」上り江津西インターチェンジ本線車道上り線流入口	東進車両の右折西行	自動車	終日	
江津市敬川町1899番地1先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」下り江津西インターチェンジ本線車道下り線流入口	西進車両の左折東行	自動車	終日	
江津市敬川町1899番地1先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」下り江津西インターチェンジ本線車道下り線流入口	西進車両の右折東行	自動車	終日	

浜田市宇野町2447番地5先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」上り浜田東インターチェンジ本線車道上り線流入口	東進車両の左折西行	自動車	終日	
浜田市宇野町2447番地5先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」上り浜田東インターチェンジ本線車道上り線流入口	東進車両の右折西行	自動車	終日	
浜田市宇野町2446番地5先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」上り浜田東インターチェンジ本線車道下り線流入口	西進車両の左折東行	自動車	終日	
浜田市宇野町2446番地5先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」下り浜田東インターチェンジ本線車道下り線流入口	西進車両の右折東行	自動車	終日	
浜田市後野町2172番地4先「浜田自動車道」上り浜田ジャンクション本線車道上り流入口	南進車両の左折東行	自動車	終日	
浜田市後野町2172番地4先「浜田自動車道」上り浜田ジャンクション本線車道上り流入口	南進車両の右折北行	自動車	終日	
浜田市高佐町3496番地6先「浜田自動車道」下り浜田ジャンクション本線車道下り流入口	北進車両の左折南行	自動車	終日	
浜田市高佐町3496番地6先「浜田自動車道」下り浜田ジャンクション本線車道下り流入口	北進車両の右折南行	自動車	終日	
浜田市高佐町653番地2先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」上り浜田ジャンクション本線車道上り線流入口	東進車両の右折西行	自動車	終日	

浜田市高佐町653番地2先「一般国道9号自動車専用道路江津道路」上り浜田ジャンクション本線車道上り線流入口	東進車両の左折西行	自動車	終日	
---	-----------	-----	----	--

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
大津町790番地12先	下大津交差点	4	
古志町2223番地45先	白子橋東詰交差点	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の江津警察署の部江津市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
嘉久志町イ405番地先	島根県石中央地域地場産業振興センター前交差点	3	

場	所	横断歩道設置数	摘要
嘉久志町イ412番地2先	江津インターチェンジ入口交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
敬川町352番地1先	江津西インターチェンジ入口交差点	2	

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の高速道路交通警察隊の部中

区域又は道路の区間	最高速度(毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘要
邑智郡瑞穂町大字市木地内山トンネル広島県境界千代田起点20.204キロメートル地点から浜田市後野町2117番地14先千代田起点54.42キロメートル地点までの間の浜田自動車道路上り線	70キロメートル	車 緊急自動(車、けんを)引除く。	終日	34.216メートル	
浜田市高佐町3477番地2先千代田起点55.782キロメートル地点から浜田市後野町2117番地14先千代田起点54.42キロメートル地点までの間の浜田自動車道路上り線	50キロメートル	車 緊急自動(車、けんを)引除く。	終日	1.370メートル	
邑智郡瑞穂町大字市木地内山トンネル広島県境界千代田起点20.204キロメートル地点から浜田市後野町792番地8先千代田起点53.32キロメートル地点までの間の浜田自動車道路下り線	70キロメートル	車 緊急自動(車、けんを)引除く。	終日	33.116メートル	
浜田市後野町792番地8先千代田起点53.32キロメートル地点から浜田市高佐町3494番地3先千代田起点55.562キロメートル地点までの間の浜田自動車道路下り線	50キロメートル	車 緊急自動(車、けんを)引除く。	終日	2.260メートル	

報 告 規 程

浜田市高佐町3494番地3先 千代田起点55.562キロメートル地点から同下府町354番地1先 千代田起点56.582キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線流出接続路及び本線車道下り線	50キロメートル	車 （緊急自動 車、けん 引を） 除く。	終日	1,020 メートル	
---	----------	----------------------------------	----	---------------	--

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
邑智郡瑞穂町大字市木地内 猪子山トンネル広島県境界千代田起点20.204キロメートル地点から浜田市高佐町3477番地2先 千代田起点55.782キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線上り線	70キロメートル	車 （緊急自動 車、けん 引を） 除く。	終日	35,578 メートル	
邑智郡瑞穂町大字市木地内 猪子山トンネル広島県境界千代田起点20.204キロメートル地点から浜田市高佐町3493番地3先 千代田起点55.32キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線下り線	70キロメートル	車 （緊急自動 車、けん 引を） 除く。	終日	35,116 メートル	
浜田市高佐町3493番地3先 千代田起点55.32キロメートル地点から同町3476番地8先 千代田起点55.78キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線	50キロメートル	車 （緊急自動 車、けん 引を） 除く。	終日	460 メートル	

浜田市高佐町3476番地8先 千代田起点55.78キロメートル地点から同町3422番地6先 千代田起点56.04キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線及び流出接続路	40キロメートル	車 （緊急自動 車、けん 引を） 除く。	終日	260 メートル	
--	----------	----------------------------------	----	-------------	--

浜田市高佐町3422番地6先 千代田起点56.04キロメートル地点から同町354番地1先 千代田起点56.58キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線流出接続路	50キロメートル	車 （緊急自動 車、けん 引を） 除く。	終日	540 メートル	
--	----------	----------------------------------	----	-------------	--

に改め、同部に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
浜田市高佐町3491番地5 先京都起点452.648キロメートルから江津市嘉久志町1139番地31先京都起点439.288キロメートルまでの間の「一般国道9号自動車専用道路江津道路」本線車道上り車線	70キロメートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を） 除く。	終日	13,360 メートル	
江津市嘉久志町2125番地4 先京都起点438.929キロメートルから浜田市高佐町3491番地5 先京都起点452.589キロメートルまでの間の「一般国道9号自動車専用道路江津道路」本線車道下り車線	70キロメートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を） 除く。	終日	13,660 メートル	
江津市嘉久志町1139番地31先京都起点439.288キロメートルから江津市嘉久志町イ609番地5 先京都起点438.650キロメートルまでの間の「一般国道9号自動車専用道路江津道路」本線車道上り車線	50キロメートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を） 除く。	終日	638 メートル	

江津市嘉久志町イ610番地先京都 起点438.650キロメートルから江 津市嘉久志町2125番地4先京都起 点438.929キロメートルまでの間 の「一般国道9号自動車専用道路 江津道路」本線車道下り車線	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	279 メートル	
江津市嘉久志町イ609番地先京都 起点438.650キロメートルから江 津市嘉久志町イ412番地2先江津 インターチェンジ入口交差点まで の間の「一般国道9号自動車専用 道路江津道路」本線車道上下車線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引 を除く。）	終 日	470 メートル	
浜田市高佐町3491番地5先「一般 国道9号自動車専用道路江津道路」 下り分岐点から浜田市後野町2172 番地4先「浜田自動車道」上り合 流部までの間の浜田自動車道上り 流入路	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	390 メートル	Aラ ンゾ
浜田市高佐町3491番地5先「一般 国道9号自動車専用道路江津道路」 下り分岐点から浜田市高佐町3496 番地6先「浜田自動車道」下り合 流部までの間の浜田自動車道下り 流入路	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	550 メートル	Cラ ンゾ
浜田市高佐町3493番地3先「浜田 自動車道」上り分岐点から浜田市 高佐町3491番地5先「一般国道9 号自動車専用道路江津道路」上り 合流部までの間の江津道路上り流 入路	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	270 メートル	Bラ ンゾ
浜田市後野町2166番地4先「浜田 自動車道」下り分岐点から浜田市 高佐町3491番地5先「一般国道9 号自動車専用道路江津道路」上り 合流部までの間の江津道路上り流 入路	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	460 メートル	Dラ ンゾ
浜田市宇野町2420番地4先「一般 国道9号自動車専用道路江津道路」 上り流出分岐点から浜田市上府町 イ2445番地6先浜田東インター チェンジ入口交差点までの間の浜 田東インターチェンジ流出路（E ランゾ122mを含む）	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	672 メートル	Bラ ンゾ
浜田市上府町イ2445番地6先浜田 東インターチェンジ入口交差点か ら浜田市宇野町2447番地5先「一 般国道9号自動車専用道路江津道 路」上り合流部までの間の浜田東 インターチェンジ流入路（Eラン ゾ122mを含む）	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	547 メートル	Aラ ンゾ
浜田市宇野町2485番地9先「一般 国道9号自動車専用道路江津道路」 下り流出分岐点から浜田市上府町 イ2445番地6先浜田東インター チェンジ入口交差点までの間の浜 田東インターチェンジ流出路（E ランゾ122mを含む）	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	837 メートル	Dラ ンゾ
浜田市上府町イ2445番地6番地先 浜田東インターチェンジ入口交差 点から浜田市宇野町2446番地5先 「一般国道9号自動車専用道路江 津道路」上り流入合流部までの間 の浜田東インターチェンジ流入路 （Eランゾ122mを含む）	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	742 メートル	Cラ ンゾ
江津市敬川町1900番地先「一般国 道9号自動車専用道路江津道路」 上り流出分岐点から江津市敬川町 352番地1先江津西インターチェ ンジ入口交差点までの間の江津西 インターチェンジ流出路（Eラン ゾ475mを含む）	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引を 除く。）	終 日	800 メートル	Bラ ンゾ



場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘 要
敬川町352番地1先 江津西インターチェンジ入口交差点	東 詰	

別表第24 (法第4条第1項、第2項、法第2条第1項第7号、法第20条第1項、法第26条の2第3項及び第35条第1項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別通行区分設置場所) の高速道路交通警察隊の部に次のように加える。

場 所 (区間)	区間距離 (メートル)	車両通行 帯の 数	左の区画内におけ る交差点の手前の 進路変更禁止距離 (メートル)	日・時	摘 要
浜田市高佐町674番地5先 京都起点452.649キロメ ートルから浜田市上府町イ 2002番地21先京都起点 452.349キロメートルま での間の一般国道9号自動車 専用道路江津道路本線車道 上下線	300	2			
浜田市上府町イ1552番地先 京都起点450.139キロメ ートルから浜田市宇野町2326 番地2先京都起点448.789 キロメートルまでの間の一 般国道9号自動車専用道路 江津道路本線車道上下線	1350	2			

別表第26 (法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自動車横断帯設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯 設 置 数	摘 要
大津町790番地12先 下大津交差点	4	

別表第26 (法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自動車横断帯設置場所) の江津警察署の部江津市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯 設 置 数	摘 要
敬川町352番地1先 江津西インターチェンジ入口交差点	2	
嘉久志町イ412番地2先 江津インターチェンジ入口交差点	3	